

岡山市無電柱化推進計画

岡山市都市整備局

目 次

はじめに	1
1. 無電柱化の推進に関する基本的方針	2
1-1 岡山市内の無電柱化の現状.....	2
1-2 今後の無電柱化の取り組み姿勢.....	5
1-3 無電柱化の対象道路の考え方.....	6
2. 計画の期間	7
3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
3-1 無電柱化事業の実施.....	7
3-2 占用制度の運用.....	9
4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	10
4-1 広報・啓発活動.....	10
4-2 関係者間の連携の強化.....	10
5. 無電柱化の推進に関する目標	11
巻末資料（参考）	15
資料1 緊急輸送道路.....	16
資料2 高速道路のP A、S A、緊急開口部への連絡経路.....	17
資料3 特定道路	18
資料4 景観形成上重要となる路線.....	19
資料5 景観形成重点地区（都心軸沿道地区）	20
資料6 景観形成重点地区（岡山カルチャーゾーン）	21

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

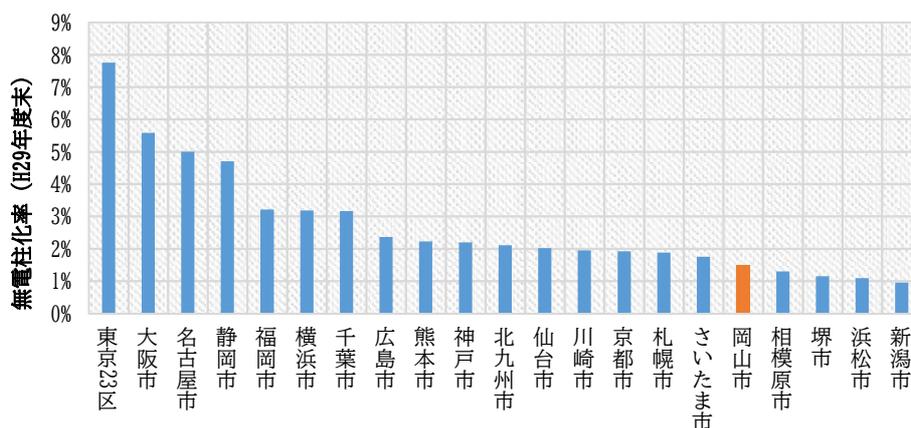
本計画は、無電柱化法に基づく岡山市無電柱化推進計画として、岡山市の管理道路における、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的方針

1-1 岡山市内の無電柱化の現状

岡山市内における無電柱化は昭和53年の国道53号の岡山共同溝の整備をはじめとして、県道岡山児島線（旧国道2号）の瓦橋共同溝の整備に取りかかり、その後、平成元年に電線共同溝のマスタープランである「岡山市共同溝基本計画」を定めるなどして、整備を進めてきた（図1-3、図1-4）。

しかし、平成29年度末時点において、岡山市内の全道路（高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く）のうち、電柱、電線類のない延長の割合は約1.5%と特別区、政令指定都市の中でも低水準となっている。



※全道路（高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く）のうち、電柱、電線類のない延長の割合（H29年度末）で各道路管理者より聞き取りをしたもの

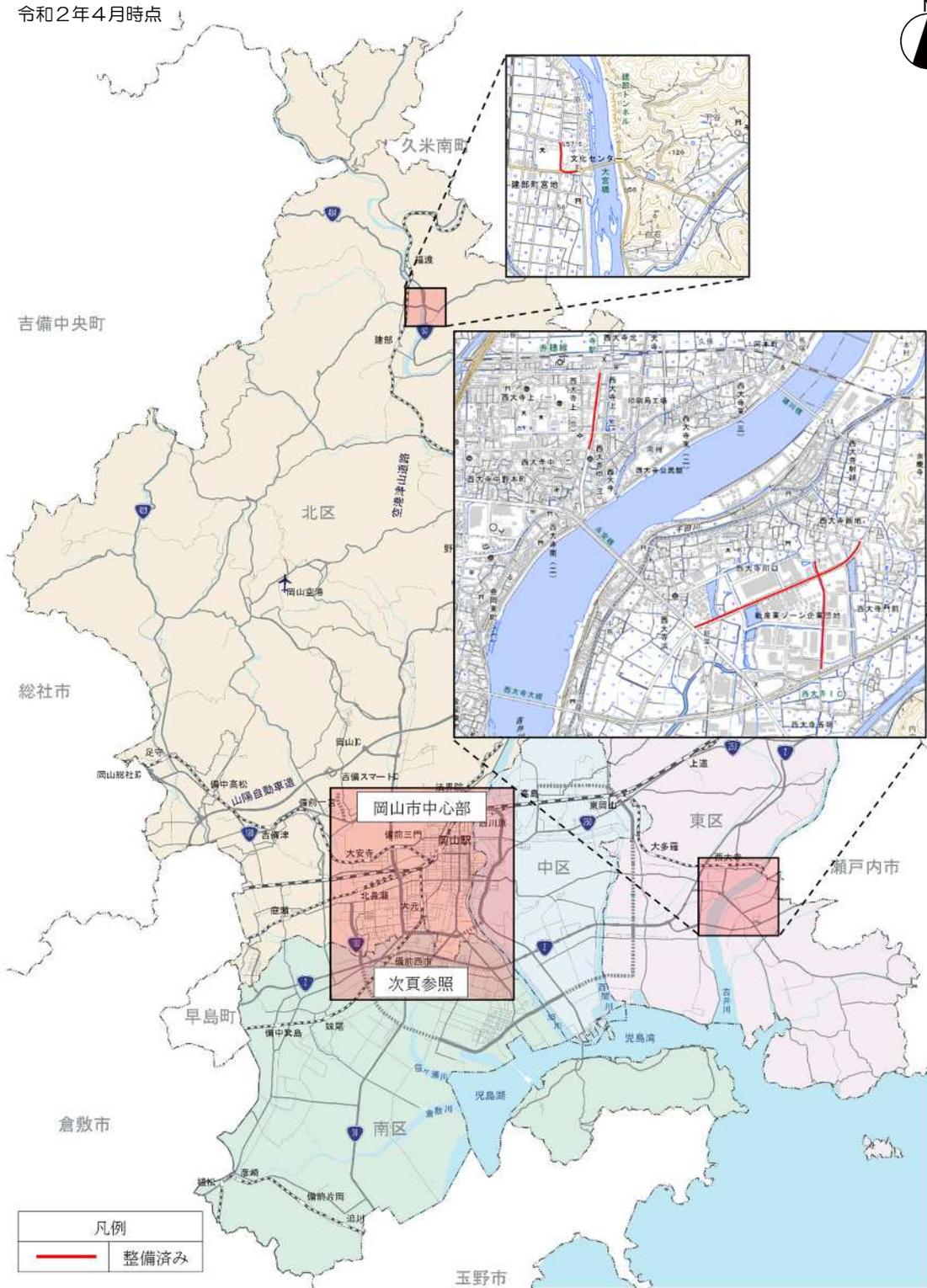
出典：「国土交通省ホームページ」

図 1-1 無電柱化の整備状況（特別区、政令市）



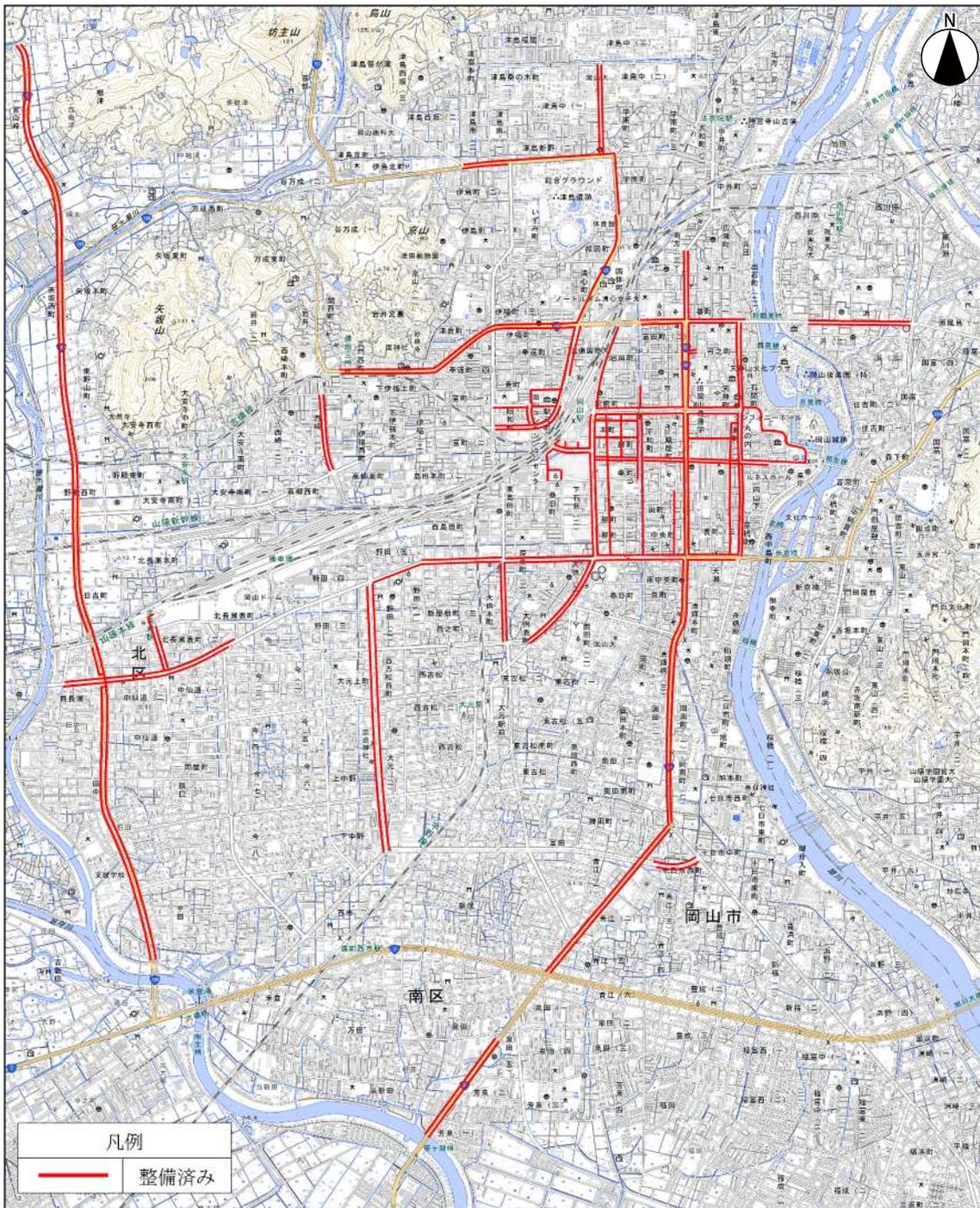
図 1-2 無電柱化前後の道路の風景（市道岩田町大学町線）

令和2年4月時点



地理院タイルに追記して作成

図 1-3 岡山市の共同溝・電線共同溝整備済み路線



地理院タイルに追記して作成

図 1-4 岡山市中心部の共同溝・電線共同溝整備済み路線

1-2 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点より、市街地の幹線道路を中心に電線共同溝を整備することにより進めてきた。近年、道路の果たす防災機能は従来以上に重要度を増していることから、郊外部の道路に対しても、新設電柱の占用を制限するなどして無電柱化を推進していく必要がある。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本市の魅力と賑わいのある中心市街地を創出し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。



提供：「岡山地方気象台」

図 1-5 電柱の倒壊による道路の分断（岡山市中区国府市場）

1-3 無電柱化の対象道路の考え方

無電柱化を進める対象として、以下のような道路において、優先的に無電柱化を実施する。なお、具体の無電柱化実施区間については、中国地区電線類地中化協議会岡山地域部会等において地域の実情を踏まえ調整する。

① 防災

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への救援物資の供給等に必要の人員及び物資等の緊急輸送を確保するために必要な道路を対象として、無電柱化を推進する。

- ・ 緊急輸送道路（巻末資料1）
- ・ 高速道路のPA、SA、緊急開口部への連絡経路（巻末資料2）

② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路に準じる道路のほか、岡山市バリアフリー基本計画（令和2年度策定予定）の移動等円滑化促進方針における生活関連経路や交通量の多い道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。

- ・ 特定道路（巻末資料3）

③ 景観形成等

魅力と賑わいのある中心市街地を創出するため、無電柱化による景観の向上、歩行空間や自転車の走行空間の確保等を推進する。

- ・ 景観形成上重要となる路線（巻末資料4）
- ・ 景観形成重点地区（都心軸沿道地区）（巻末資料5）
- ・ 景観形成重点地区（岡山カルチャーゾーン）（巻末資料6）

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される際には、当該道路の状況を鑑み、事業主体や電線管理者等において無電柱化を推進する。

2. 計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とする。

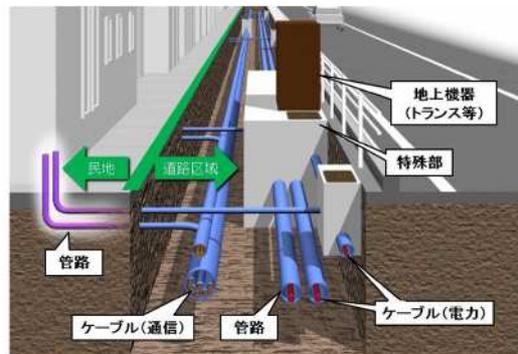
3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3-1 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者がケーブル、地上機器を整備する方式。無電柱化の手法として一般的であるが、整備コストが高いこと等が課題となっているため、浅層埋設や小型ボックス活用埋設等の低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コスト化を図る。また、電線類を地中化することにより、地震などの災害時には、通信設備や電力設備などの被害を軽減する効果も期待される。

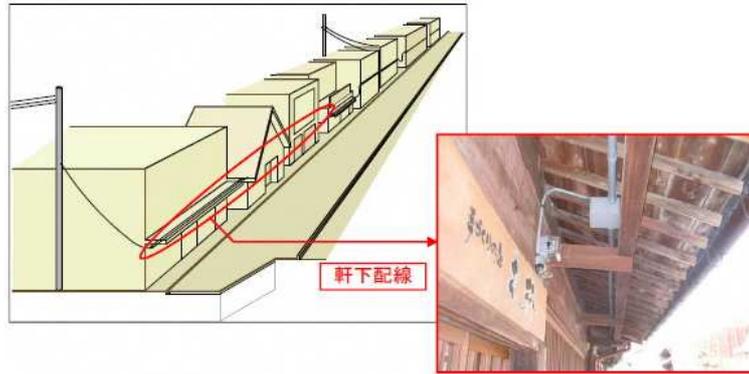


出典：「国土交通省ホームページ」

図 3-1 電線共同溝イメージ

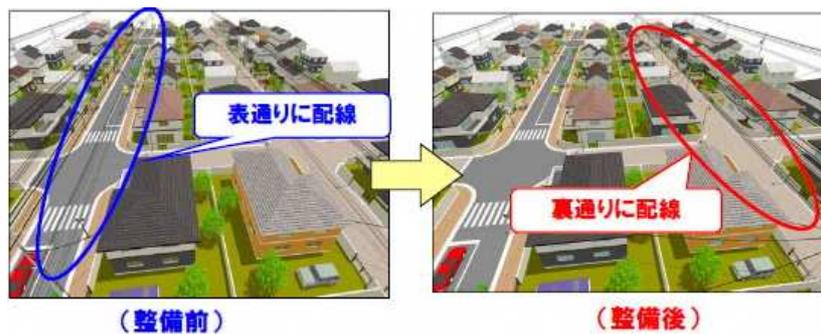
② 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



出典：「国土交通省ホームページ」

図 3-2 軒下配線イメージ



出典：「国土交通省ホームページ」

図 3-3 裏配線イメージ

③ 単独地中化方式

単独地中化方式は、電線管理者自らの費用により電線類の地中化を行う事業手法であり、電線管理者が実施する際には、積極的に協力する。

上記の事業手法の他、効果的・効率的に無電柱化を進めるにあたって新技術の採用など、国や他の自治体の事例等踏まえ、多様な手法を検討する。

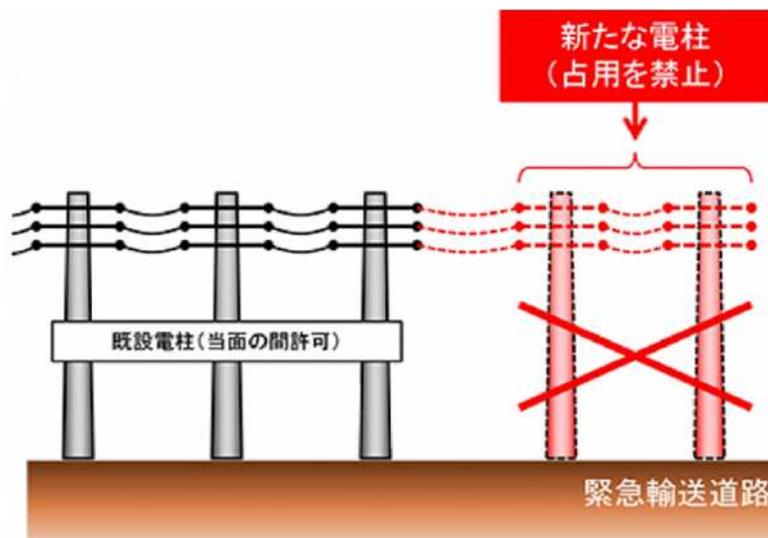
3-2 占用制度の運用

以下の占用制度の運用により、新設電柱を抑制するとともに、電線類を地中化しやすい環境を整えることで無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

新設電柱の占用を制限する措置（道路法第37条）について、防災上の観点から岡山市の緊急輸送道路において占用制限を検討する。

また、その他の道路についても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる場合については、占用制限を検討する。



出典：「国土交通省ホームページ」

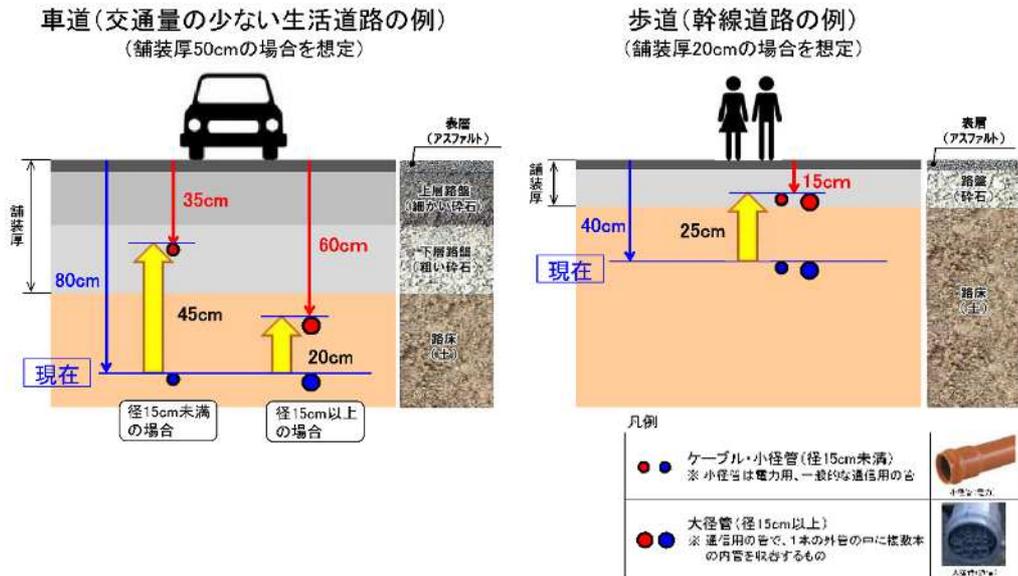
図 3-4 占用制限措置イメージ

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

③ 電線の地下埋設基準の緩和

道路占用許可により電線を道路の地下に設ける場合の埋設の深さについて、基準の緩和を検討する。



出典：「国土交通省ホームページ」

図 3-5 埋設基準の見直しイメージ

4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

4-1 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関して市民の理解と関心を高めるため、本市ホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

4-2 関係者間の連携の強化

国、県、市、関係事業者等からなる中国地区電線類地中化協議会岡山地域部会において、無電柱化の推進に係る情報の共有を図る。

また、無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、工事時期等の調整、地上機器の設置場所、引込設備の集約化等に関して、無電柱化を円滑に進めるため、必要に応じ会議を開催し調整を図る。

5. 無電柱化の推進に関する目標

電線共同溝事業実施中路線（表 5-1、図 5-1、図 5-2）を計画の期間内で完成させる。

表 5-1 電線共同溝事業実施中路線一覧

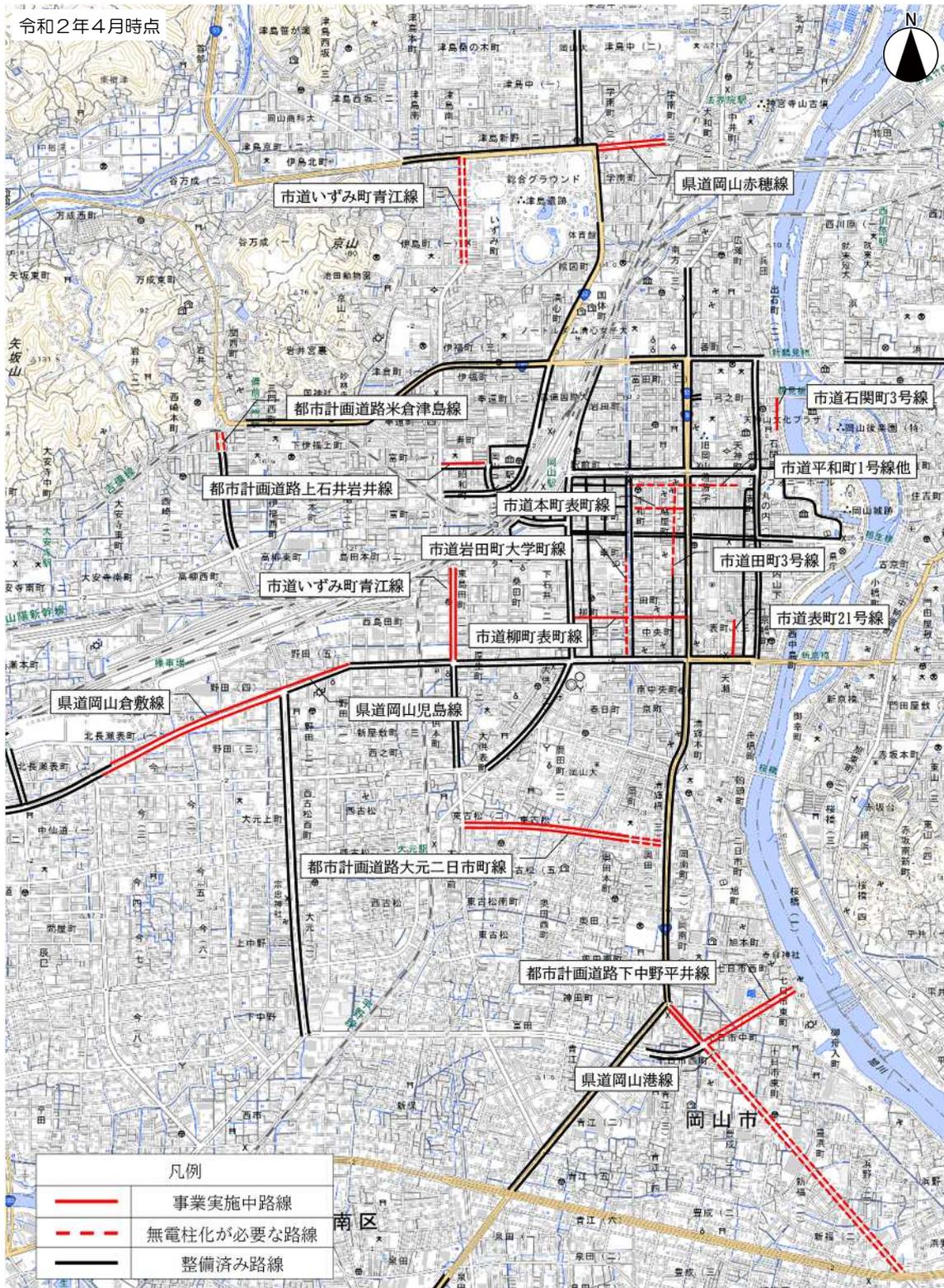
路線名	区間	延長 (km)	無電柱化対象道路の 該当項目 (①～④)
県道西大寺山陽線	東区西大寺中一丁目～東区西大寺中二丁目	0.4	③
県道岡山児島線	北区新屋敷町二丁目～北区野田三丁目	0.5	①, ③
県道岡山赤穂線	北区学南町二丁目～北区学南町三丁目	0.2	①, ③
県道岡山港線	北区十日市西町	0.2	①, ③
県道岡山倉敷線	北区野田三丁目～北区今一丁目	0.9	①, ③
市道石関町 3 号線	北区石関町～北区出石町一丁目	0.4	③
市道柳町表町線	北区柳町一丁目～北区田町二丁目	0.6	③
市道表町 21 号線	北区表町三丁目	0.2	③
市道いずみ町青江線	北区東島田町一丁目～北区厚生町三丁目	0.5	①, ③
(都) 下中野平井線	北区十日市中町～北区七日市東町	0.6	③
(都) 上石井岩井線	北区昭和町	0.2	①
(都) 大元二日市町線	北区東古松三丁目～北区奥田本町	0.9	④

また、現在事業実施中の路線の進捗や社会情勢等を見ながら、引き続き無電柱化が必要な路線（表5-2、図5-1）の事業を推進していく。

表 5-2 無電柱化が必要と考える路線一覧

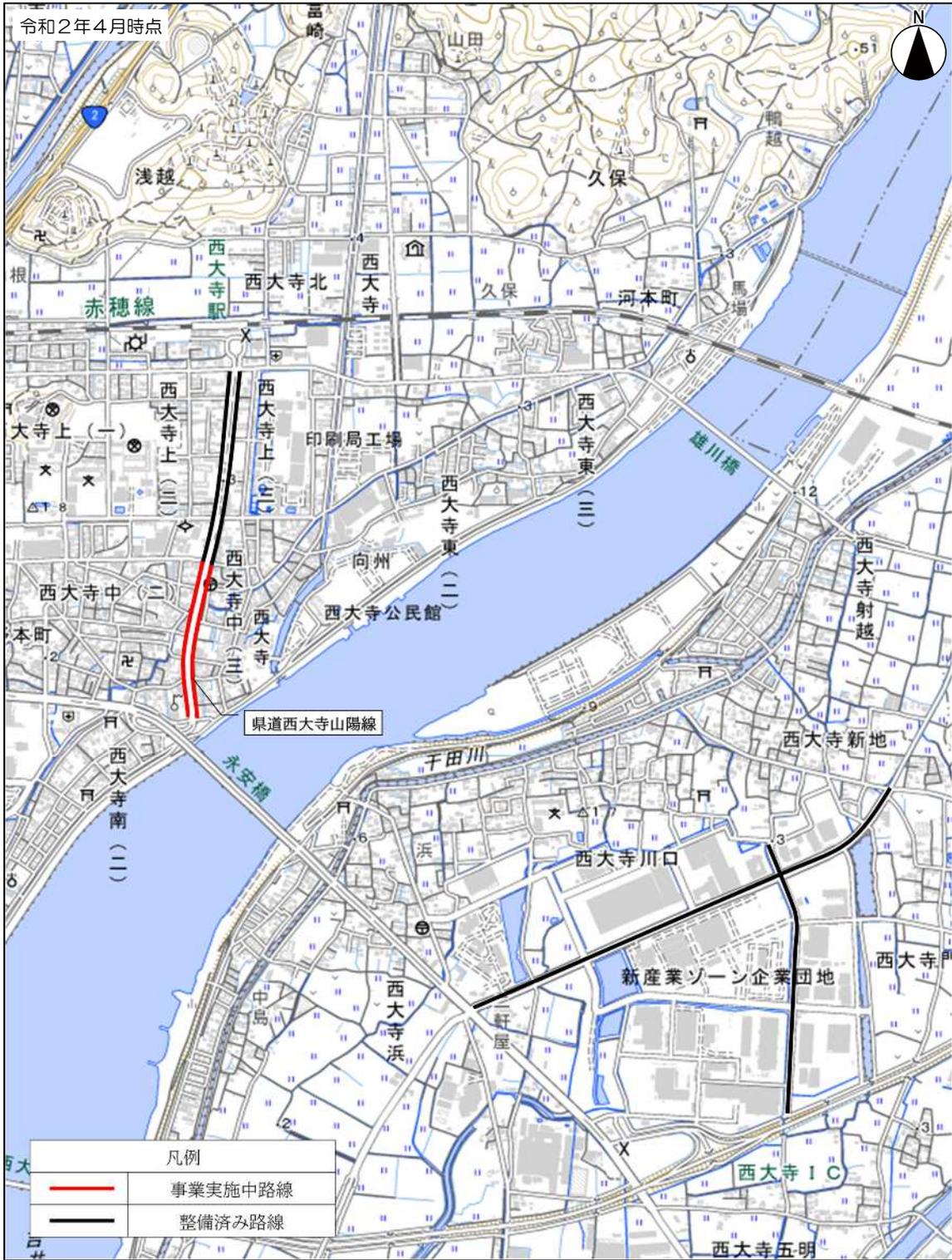
路線名	区間	延長 (km)	無電柱化対象道路の 該当項目 (①～④)
(都) 米倉津島線	北区西崎一丁目～北区岩井一丁目	0.4	①, ③
(都) 大元二日市町線	北区奥田本町～北区奥田一丁目	0.1	④
県道岡山港線	南区新福二丁目～北区十日市西町	1.6	①, ③
市道いずみ町青江線	北区いずみ町	0.6	①, ③
市道本町表町線	北区平和町～北区磨屋町	0.3	③
市道平和町1号線他	北区平和町～北区表町一丁目	0.6	③
市道田町3号線	北区磨屋町～北区田町二丁目	0.5	③
市道岩田町大学町線	北区柳町二丁目～北区本町	0.6	③

※これ以外の路線についても必要に応じて事業を推進する。



地理院タイルに追記して作成

図 5-1 電線共同溝事業実施中路線及び無電柱化が必要な路線



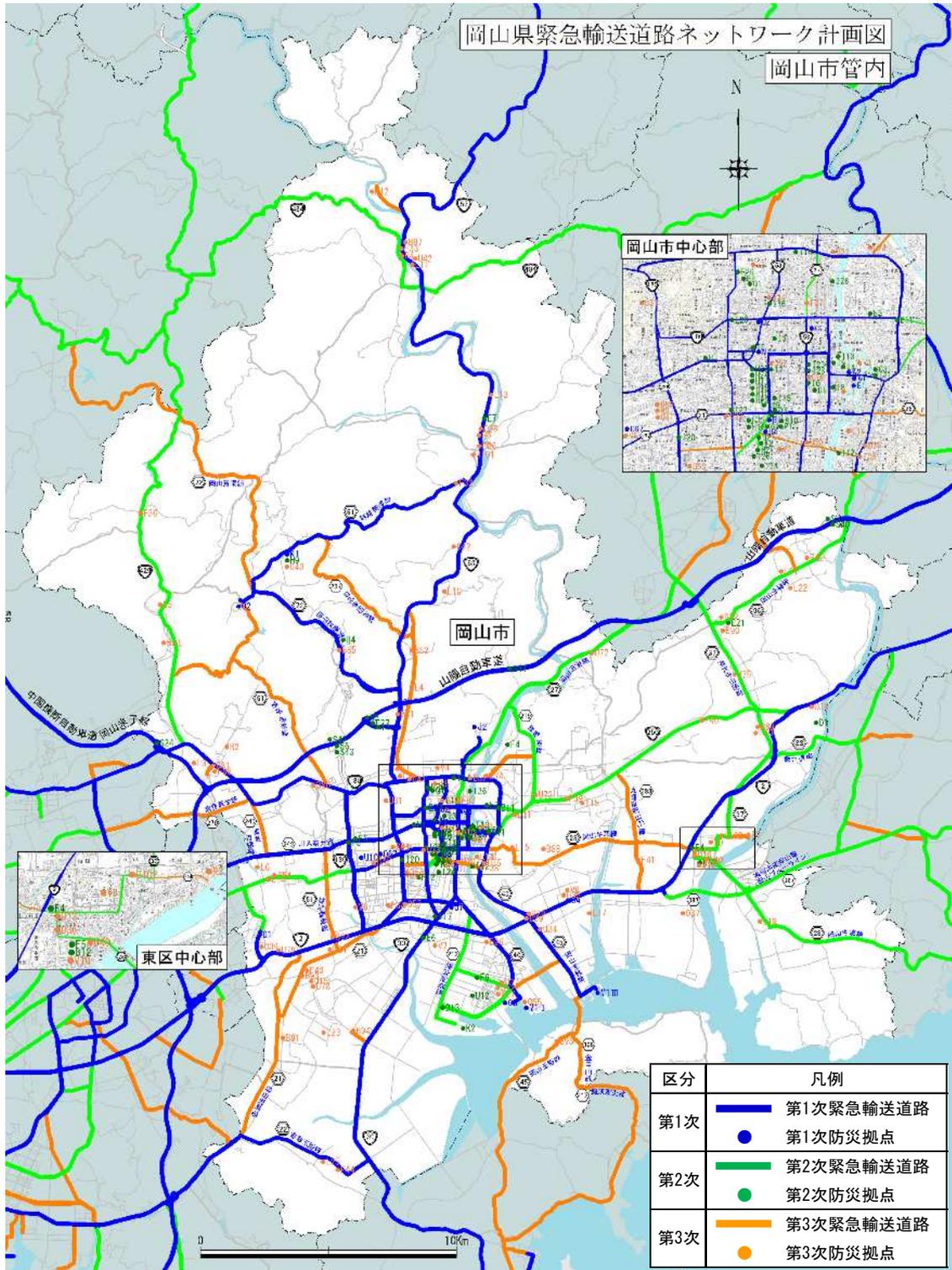
地理院タイルに追記して作成

図 5-2 電線共同溝事業実施中路線

卷末資料（参考）

資料1 緊急輸送道路

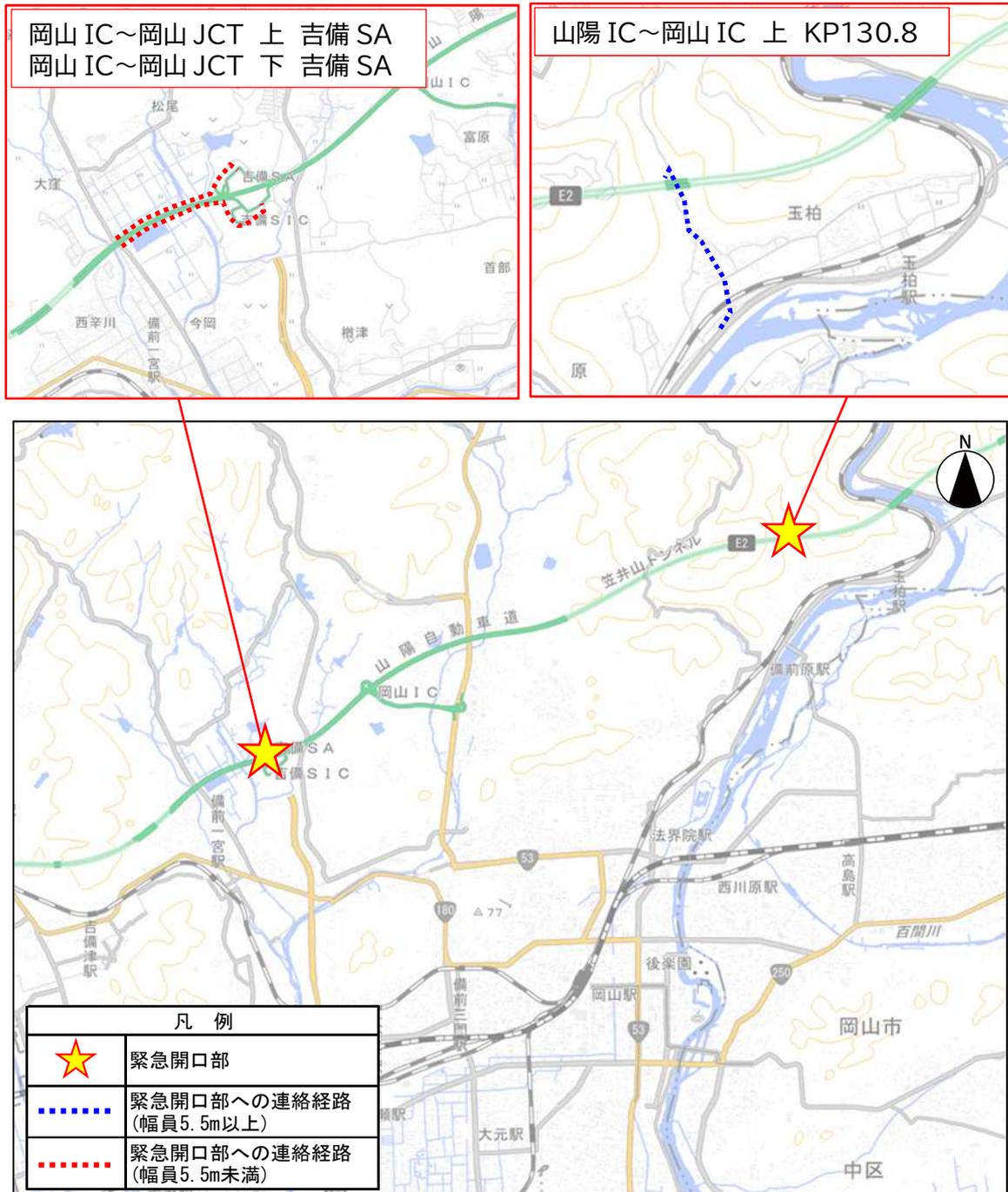
「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」において指定された、災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への救援物資の供給等に必要となる人員及び物資等の緊急輸送を確保するために必要な道路。



出典：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年3月）

資料2 高速道路のPA、SA、緊急開口部への連絡経路

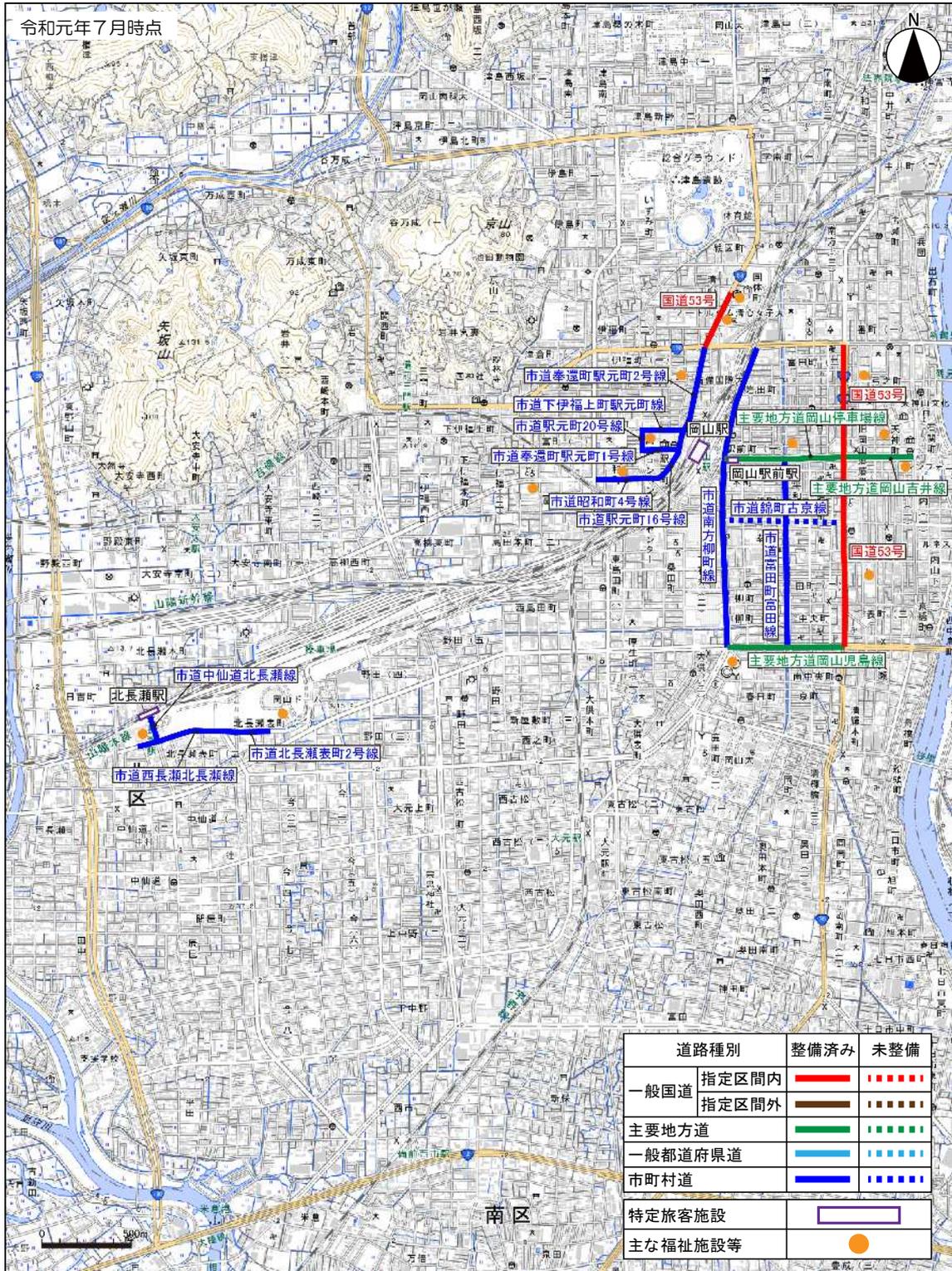
「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」において指定された緊急輸送道路と防災拠点である高速道路のPA、SA、緊急開口部を連絡する経路。



岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年3月）をもとに地理院タイルに追記して作成

資料3 特定道路

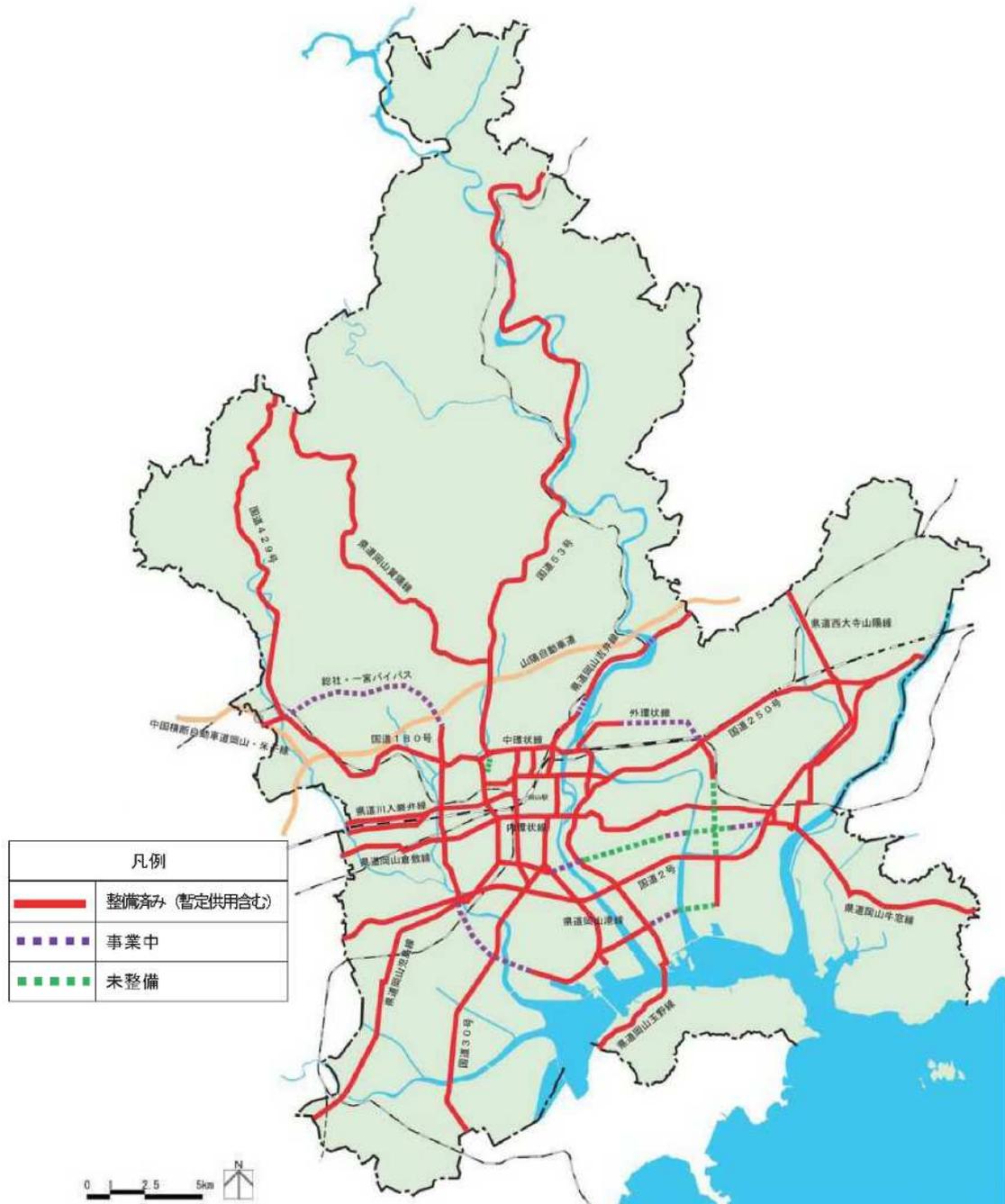
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条に規定する移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路。



地理院タイルに追記して作成

資料4 景観形成上重要となる路線

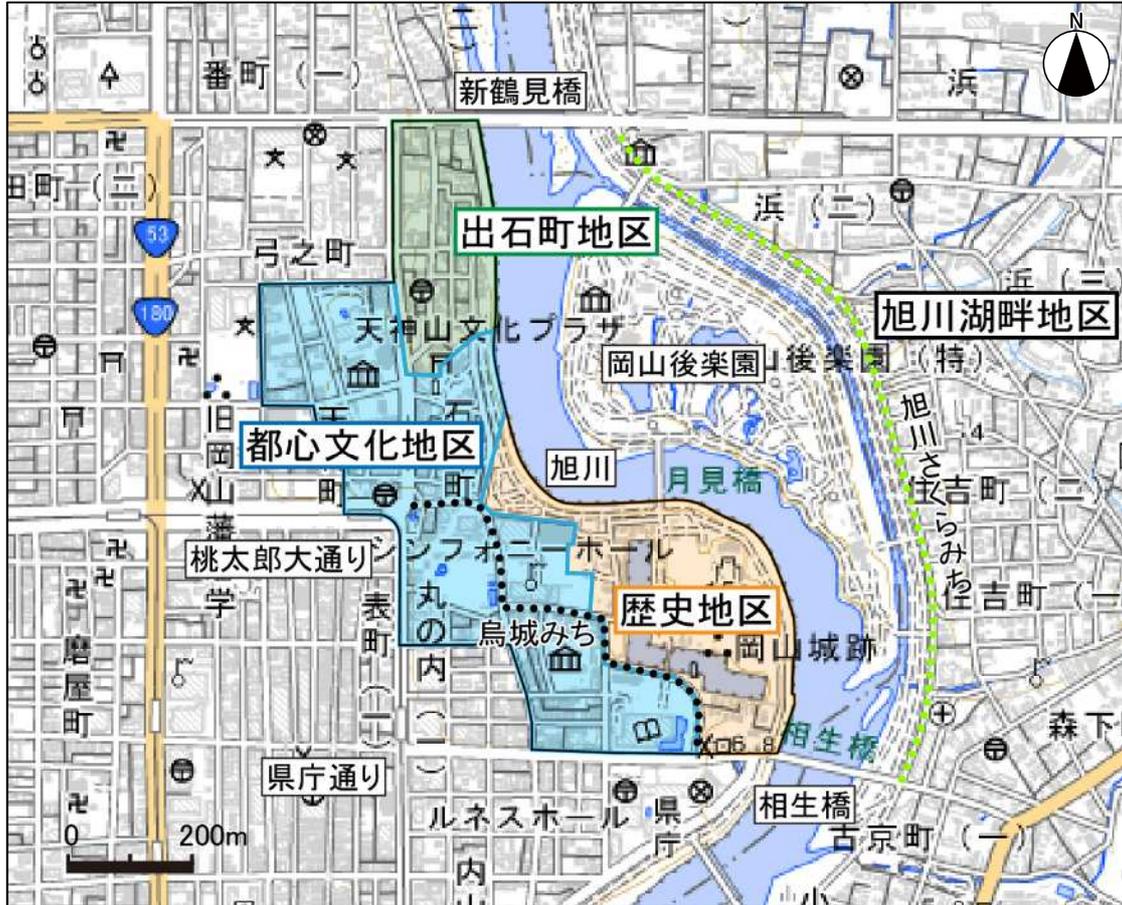
「岡山市景観計画」において、岡山市内の主要な国道、県道及び4車線以上の市道のうちから、景観形成上重要な路線として指定される道路。



出典：岡山市景観計画（平成31年4月）

資料6 景観形成重点地区（岡山カルチャーゾーン）

「岡山市景観計画」において、歴史・文化・自然と調和した街並み景観を形成するために、景観形成重点地区（岡山カルチャーゾーン）へ指定された区域の道路。



岡山市景観計画（平成31年4月）をもとに地理院タイルに追記して作成

岡山市無電柱化推進計画

令和3年3月 策定

発行：岡山市
編集：岡山市都市整備局 道路部 道路計画課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL：086-803-1000（代）
